

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

- お知らせ ○ 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する  
規則 ..... 福利・給与課 1頁
- 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改  
正する規則 ..... 福利・給与課 1頁

### お 知 ら せ

令和5年4月25日付け三重県公報第407号に、教育委員会関係規則が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年四月二十五日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男  
三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

#### 三重県人事委員会規則 三重県教育委員会規則 第五号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第四号）の一部を次の

ように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第七条の二 (略)	第七条の二 (略)
2 (略)	2 (略)
3 他 の 職 員 と の 均 衡 上、 前 二 項 の 規 定 に よ り 難 い 場 合 に あ つ て は、 県 委 員 会 が 人 事 委 員 会 と 協 議 し て 別 段 の 取 扱 い を す る こ と が で き る。	

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年四月二十五日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第六号

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年 三重県人事委員会規則 第二十一号）  
三重県教育委員会規則

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 十一 (略)</p> <p>(学歴免許等の資格による号給の調整)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ、「A試験」にあつては「大学卒」の区分、「B試験」にあつては「短大卒」の区分、「C試験」にあつては「高校卒」の区分が同表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。</p> <p>(経歴年数を有する者の号給)</p> <p>第十四条 新たに職員となつた次の各号に掲げる者（職務の級を第十条第一項第一号に掲げる職務の級に決定された者を除く。）のうち、当該各号に定める経歴年数を有する者の号給は、第十一条第一項の規定による号給（前条の規定による号給を含む。以下この項において、「基準号給」という。）の号数に、当該経歴年数の月数を十二月（その者の経歴年数のうち五年を超える経歴年数（第四号に掲げる者で必要経歴年数が五年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては同号に定める経歴年数とし、職員の職務にその経歴が直接役立つと認められる職務であつて県委員会が人事委員会と協議して定めるものに従事した期間のある職員の経歴年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して県委員会が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、十八月）で除した数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に四（新たに職員となつた者が第三十四条に規定する特定職員であるときは、三）を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給にすることができる。</p> <p>一 第五条第二項第一号に掲げる者 その者の任用の基礎となつた試験に合格した時以後の経歴年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分に応じ、「A試験」にあつては「大学卒」の区分、「B試験」にあつては「短大卒」</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 十一 (略)</p> <p>十二 社会人採用試験 社会人を対象とした三重県職員採用候補者試験及びこれに相当する採用試験をいう。</p> <p>(学歴免許等の資格による号給の調整)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ、「A試験」にあつては「大学卒」の区分、「B試験」にあつては「短大卒」の区分、「C試験」又は「社会人採用試験」にあつては「高校卒」の区分が同表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。</p> <p>(経歴年数を有する者の号給)</p> <p>第十四条 新たに職員となつた次の各号に掲げる者（職務の級を第十条第一項第一号に掲げる職務の級に決定された者を除く。）のうち、当該各号に定める経歴年数を有する者の号給は、第十一条第一項の規定による号給（前条の規定による号給を含む。以下この項において、「基準号給」という。）の号数に、当該経歴年数の月数を十二月（その者の経歴年数のうち五年を超える経歴年数（第四号に掲げる者で必要経歴年数が五年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては同号に定める経歴年数とし、職員の職務にその経歴が直接役立つと認められる職務であつて県委員会が人事委員会と協議して定めるものに従事した期間のある職員の経歴年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して県委員会が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、十八月）で除した数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に四（新たに職員となつた者が第三十四条に規定する特定職員であるときは、三）を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給にすることができる。</p> <p>一 第五条第二項第一号に掲げる者 その者の任用の基礎となつた試験に合格した時以後の経歴年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分に応じ、「A試験」にあつては「大学卒」の区分、「B試験」にあつては「短大卒」</p>

の区分、「C試験」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格（前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経過年数

二〜四（略）  
2・3（略）

の区分、「C試験」又は「社会人採用試験」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格（前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経過年数

二〜四（略）  
2・3（略）

別表第三の表及び別表第六の表の規定中

「  
C試験  
社会人採用試験  
」を  
「  
C試験  
」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発 行  
津市広明町13番地 三重県教育委員会